

漁業共済加入促進事業実施要領

(目的)

第1条 漁業共済加入促進事業（以下「事業」という。）を適正に実施するために必要な事項について定めるものとする。

また、併せて補助金交付事務を適正に処理するため、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 要項第2条に規定する補助対象経費は、次のとおりとする。

熊本県漁業共済組合が行う、漁業災害補償法に基づく漁業共済事業の運営に要する経費及び漁業共済加入促進に要する経費（人件費、旅費交通費、事務費、業務費、漁協事務委託手数料等をいう）。

(補助金等の交付申請)

第3条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、別記様式1とする。

第4条 要項第6条第2項第2号の収支予算書の様式は、別記様式2とする。

(補助事業等の内容等の変更)

第5条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式1とする。

(事業の完了)

第6条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記様式1とする。

第7条 要項第13条第2項第2号の収支精算書の様式は、別記様式2とする。

附 則

この要領は、平成27年4月24日から施行する。

別記様式 1 (第 3 条、第 5 条、第 6 条関係)

漁業共済加入促進事業計画書・変更計画書・実績書

1 加入促進活動計画 (又は実績)

実施時期	内 容

(注) 変更に係る部分については、二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

2 経費の配分

区 分		事業費	負担区分			備考
			県補助金	自己負担金	その他	
人件費	給料手当 その他					
	小計					
旅費交通費	旅費 交通費					
	小計					
事務費	通信費 消耗品費 その他					
	小計					
業務費	会議費 普及宣伝費 その他					
	小計					
漁協事務委託手数料						
その他の費用						
合 計						

※備考：事業費の中に消費税相当額は含みません。

事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

(注) 変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

(注) 本様式は、事業計画書又は変更計画書、実績書のいずれかを○で囲んで使用してください。

別記様式2（第4条、第7条関係）

収支予算・精算書

1 収入

(単位：円)

区分	本年度予算・精算額	備考
県補助金		
国庫補助金		
自己負担		

2 支出

(単位：円)

区分	予算・精算額	備考
人件費	給料手当 役員報酬 福利厚生費 退任慰労金 小計	
旅費交通費	旅費 交通費 小計	
事務費	備品費 消耗品費 通信費 印刷費 図書費 小計	
業務費	普及宣伝費 講習会費 会議費 機械集計費 小計	
漁協事務委託手数料		
その他の費用		
合 計		

※備考：事業費の中に消費税相当額は含みません。

事業完了予定年月日（又は完了年月日）

（注）変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

（注）本様式は、予算又は精算のいずれかを○で囲んで使用してください。